

## 税務あれこれ④

今月はよくお問い合わせのある車両の保有台数について触れておきます。

**Q.** 弊社は、大阪市内に事務所を有する法人（売上規模3億円、経常利益2500万円）です。このような規模の法人の場合、社長の車を含めて何台ぐらいまで車を所有できるのでしょうか？

**A.**

1. 基準について

税務上は、特に規定されている訳ではありません。規模等に関係なく、多くの車を所有する業種（運送会社・車で配送する業社など）もあります。

2. 税務上の問題点

社用で使用する車については殆ど問題になりません。

問題になるのは、社長ほか役員が使用する高級車（特に外車）です。

どのように利用しているのかということが最大のテーマになりますが、目的は通勤・お客様の送り迎え・趣味などその目的は多岐に渡ると考えられます。

書籍などでも見かけられますが、どのようなものがNGなのかを少々検証して行きます。ただ、あくまでも税務調査上の基準ですので、法律上明確に規定されているものではありません。

①車両価格が1000万円以下

②社用として使うのでクーペではなく、4ドアが望ましい

③高級車は原則社長に1台（通勤用として）

このような条件を満たす限りは問題になった事はありません。こういう場合はどうなのか、といった事例も多い項目ですが、一つの基準として認識下さい。

しかし、エコを前に車の販売を国が後押しする時代ですので、ビジネスをする経営者に対するご褒美として車ぐらいは・・・、となっているとも聞きます。

**ETCにも注意！**

ETCがこれだけ普及していますので、ETCの中身も見られています。

これも国の政策で「1000円で高速道路が乗り放題」と言っていますので、会社のETCカードであちらこちらにという事も多々あることと思います。

あまりにも露骨な行き先は全てアウトという事例もありますので、今一度ご注意ください。



不況が続くと税務署も税金を取るところが減っています

税務レポート 2010.8.2号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp <http://www.cft-partners.jp>